

# 学校ソーシャルワーカーだより

～寄り添いのまなざしを大切にします～

令和4年（2022年）5月発行

学校ソーシャルワーカー  
八巻 正治（やまき まさはる）

精神保健福祉士・社会福祉士

【ご挨拶】

◇今年度、本校に配属になりました、学校ソーシャルワーカー（略称・SSWr）の八巻正治と申します。これから、このお便りを通して参考情報をお伝えしたいと思います。

◇私は北海道網走郡美幌町で生育し、東京都の肢体不自由児養護学校での勤務を経て、これまで国内各地の6つの大学の福祉系学科や子ども系学科の教員として働いてきました。この間、ニュージーランドやオーストラリアでも生活をしました。大学での働きを終えた後には、本県をはじめ、宮城県や福島県のSSWrや、東京都や山形県の学校カウンセラーとして活動してきました。また現在、市内埼玉地区の[民生委員・児童委員]としても活動しています。皆さまのお役に立てるよう、微力を尽くしますので、よろしくお便りを申し上げます。

※以下の文章は、栃木県教育委員会が作成した「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」（平成29年3月発行）より引用したものです。

SSWrは、問題の解決に向けて、児童生徒本人やその家庭、所属している学校と地域に存在する「社会資源」（福祉や医療、健全育成等を担う機関や人など）を“つなぎ”、“調整”しながら、支援体制を“構築”していきます。また、児童生徒やその家族の思いを“代弁”しながら学校や関係機関と連携を図っていきます。

## スクールソーシャルワーカーの役割は？

### 1. 主に福祉的支援として

#### ① 児童生徒の置かれた環境の改善に向けた対応

- ・児童生徒やその保護者等に対する家庭訪問による支援
- ・学校や家庭に対する電話による相談・支援・各機関が行っている学校や家庭に対する支援事業の情報提供

#### ② 福祉的な視点による貧困や虐待等への対応

- ・ケース会議に参加し、児童生徒やその保護者等に対する支援策について助言
- ・学校や家庭を福祉行政や福祉機関、医療機関等とつなぎ、児童生徒やその保護者等に対する支援体制を構築

### 2. 主に問題行動等対策として

#### ① 児童生徒の健全育成に向けた対応

- ・児童生徒やその保護者等に対する家庭訪問による支援
- ・学校や家庭に対する電話による相談・支援
- ・家庭や友人関係など児童生徒の置かれた環境の改善に向けた支援

#### ② 福祉的な視点によるいじめや不登校等への対応

- ・ケース会議に参加し、児童生徒やその保護者等に対する支援策について助言
- ・警察や児童相談所等、関係機関との連絡・調整、情報交換



※ご相談等の必要が生じた際には、クラス担任の先生や教頭先生にご連絡ください。